

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 28 日

広島県水道広域連合企業団監査委員	天	野	清	彦
同	長	谷	川	裕一

定例監査の結果（令和6年3月25日決定分）

1 監査の概要

（1）監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査を実施するもので、広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）の財務に係る事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

（2）監査の実施内容

監査は、実地監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い実施した。

監査実施日：令和6年2月26日

職員調査実施日：令和6年2月9日

（3）監査対象機関

水道企業団 本部（水質管理センター除く）

ア 水道企業団本部（水質管理センター除く）の概要

（ア）主な分掌事務

水道企業団の組織及び人事サービスの基本的事項に関する事務

水道企業団の予算、財務会計及び決算の総括に関する事務

水道企業団の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務

水道技術の企画及び総合調整に関する事務

入札制度に関する事務

危機対策に関する事務

水道料金の総括に関する事務

本部執行工事及び管路更新計画の進行管理に関する事務

（イ）組織体制

6課：総務課、企画課、会計課、技術管理課、業務課、工務課

（ウ）職員数（令和5年4月1日現在）

常勤職員の合計 73人（企業長及び副企業長を除く。）

（エ）主な施策（令和5年度）

施設の最適化

危機管理の強化

D Xの推進によるサービスの推進

組織・管理体制の強化

2 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。